

様式第2号(第3条関係)

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	未来創造部未来こども若者局こども若者応援課
委託業務番号	令和5年度長末ニ第1号
委託業務名称	長浜市移住定住促進事業
委託業務場所	長浜市内ほか
業務の概要	<p>都市圏のUJターン希望者を主なターゲットに、本市の暮らしの魅力を情報発信とともに、地域と連携し、空き家を活用した移住しやすい環境づくりや移住後の不安を解消できる生活基盤づくりなどの総合的な移住定住支援を行う。</p> <p>(1) 移住相談窓口の設置 (2) 市移住定住支援サイトの管理運営・情報発信 (3) 空き家バンクの運営 (4) 移住希望者へのセミナー等の開催 (5) 移住者のネットワーク化 (6) 地域(自治会)との連携による受入れ環境の整備 (7) 地域おこし協力隊の受入対応 (8) 移住関連イベントでの移住相談窓口の開設 (9) 移住者統計調査の定期報告 (10) 田舎暮らし体験・里帰りツアーの造成 (11) 移住定住の促進に資する活動</p>
履行期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日
契約年月日	令和5年4月1日
契約額(税込)	8,300,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市八幡東町632番地</p> <p>[商号又は名称] 長浜市移住定住促進協議会</p>
契約相手方の選定理由	契約相手方である「長浜市移住定住促進協議会」は、長浜市への移住定住促進事業を効率的・効果的に実施するため、本市の呼びかけにより移住支援関連6団体により設立した組織であり、本事業の受託者は当該団体において他に無いため。
根拠規定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸</p> <p>(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>